



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1043	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	1
1044	〃	( 〃 ).....	2
1045	〃	( 〃 ).....	2
1046	〃	( 〃 ).....	2
1047	〃	( 〃 ).....	3
1048	〃	( 〃 ).....	3
1049	〃	( 〃 ).....	3
1050	〃	( 〃 ).....	4
1051	〃	( 〃 ).....	4
1052	〃	( 〃 ).....	5
1053	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(長寿社会課).....	5
1054	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ).....	5
1055	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	6
1056	指定障害福祉サービス事業者の指定	( 〃 ).....	6
1057	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	6
1058	保安林予定森林	(森林整備課).....	8
1059	保安林の指定施業要件変更予定	( 〃 ).....	8
1060	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	8
1061	保安林の指定施業要件の変更	( 〃 ).....	9
1062	〃	( 〃 ).....	9

### ○ 正誤

平成29年3月31日付け和歌山県報第2848号和歌山県告示第445号中	.....	10
-------------------------------------	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第1043号

和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 調査を行った者の名称  
和歌山県御坊市
- 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成29年3月17日まで
- 成果の名称  
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年8月1日

**和歌山県告示第1044号**

和歌山県有田郡有田川町大字二川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。  
平成29年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成26年4月1日から平成28年11月1日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字二川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字二川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年8月1日

**和歌山県告示第1045号**

和歌山県有田郡有田川町大字沼谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。  
平成29年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成26年4月1日から平成28年11月1日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字沼谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字沼谷の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年8月1日

**和歌山県告示第1046号**

和歌山県有田郡有田川町大字中峯の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。  
平成29年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町

- 2 調査を行った時期  
平成25年11月6日から平成28年11月1日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字中峯の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字中峯の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年8月1日

**和歌山県告示第1047号**

和歌山県有田郡有田川町大字延坂・沼田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成26年9月1日から平成28年11月1日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字延坂・沼田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字延坂・沼田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年8月1日

**和歌山県告示第1048号**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字八尺鏡野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期  
平成26年4月1日から平成29年3月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字八尺鏡野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字八尺鏡野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年8月1日

**和歌山県告示第1049号**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期  
平成26年4月1日から平成29年3月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年8月1日

**和歌山県告示第1050号**

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期  
平成23年4月1日から平成25年3月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区
- 5 認証年月日  
平成29年8月1日

**和歌山県告示第1051号**

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月17日から平成25年3月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区

5 認証年月日

平成29年8月1日

**和歌山県告示第1052号**

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区

5 認証年月日

平成29年8月1日

**和歌山県告示第1053号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成29年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001295	株式会社エリゼウェル	ケアプランセンターエリゼ橋本	和歌山県橋本市野180-3 松長マンション式番館104	居宅介護支援	平成29.8.1	平成35.7.31
3071800704	株式会社ソワン	ケアプランセンターこはる	和歌山県岩出市山田4-8 REGA WA-001	居宅介護支援	平成29.8.1	平成35.7.31
3072300902	有限会社みはま介護センター	しんぐうケアプランセンター	和歌山県新宮市清水元一丁目1番19号	居宅介護支援	平成29.8.1	平成35.7.31

**和歌山県告示第1054号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日

30714013 21	特定非営利活動法人 和歌山ケアマネジ ャーの会	ヘルパーステーショ ンはるな	和歌山県海南市椋木17 3	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 29.8.1 平成 29.8.1	平成 35.7.31 平成 30.3.31
30618900 20	医療法人一穂会武用 整形外科	訪問看護ステーショ ン千	和歌山県岩出市溝川27 4-1 パルネット岩出1 02	訪問看護 介護予防訪問 看護	平成 29.8.1 平成 29.8.1	平成 35.7.31 平成 35.7.31
30723008 94	有限会社みはま介護 センター	しんぐうショールーム センター	和歌山県新宮市清水元 一丁目1番19号	短期入所生活 介護 介護予防短期 入所生活介護	平成 29.8.1 平成 29.8.1	平成 35.7.31 平成 35.7.31

## 和歌山県告示第1055号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃止 年月日
3011400 060	はるな訪問介護 ステーション	海南市椋木173	居宅介護 重度訪問介護	株式会社はるな 介護センター	海南市椋木173	平成 29.7.31

## 和歌山県告示第1056号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指定 年月日
3011400 581	ヘルパーステー ションはるな	海南市椋木173	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	特定非営利活 動法人和歌山 ケアマネジ ャーの会	和歌山市舟津町 三丁目32-3 パ レ・ロワイヤル 舟津1階	平成 29.8.1

## 和歌山県告示第1057号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年8月14日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パワー和歌山インター店  
和歌山県和歌山市小豆島字院田53番地1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 12,713㎡  
(変更後) 14,753㎡
  - (2) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 317台(建物南側・東側)  
53台(敷地西側隔地)  
(変更後) 403台(建物南側・東側・西側)
  - (3) 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 30台  
(変更後) 39台
  - (4) 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 357㎡(建物東側)  
(変更後) 317㎡(建物東側)  
40㎡(建物西側)
  - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 36.0㎡(建物東側)  
(変更後) 36.0㎡(建物東側)  
10.0㎡(建物西側)
  - (6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 6箇所(敷地東側、敷地南側2箇所、隔地東側、隔地南側、隔地西側)  
(変更後) 4箇所(敷地東側、敷地南側2箇所、敷地西側)
  - (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前6時～午後5時  
(変更後) 午前6時～午後10時
- 4 変更年月日  
平成30年3月29日
- 5 変更する理由  
県道整備に伴う店舗リニューアルのため
- 6 届出年月日  
平成29年7月28日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成29年8月14日から同年12月14日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1058号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町大川字谷1006・1008（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、佐田字クルミ谷西平ラ1109から1112まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1112の1、1113、1113の1（次の図に示す部分に限る。）、字クルミ谷東平ラ1157

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1059号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1060号

平成29年和歌山県告示第874号（以下「告示第874号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年8月14日



- 1 所在が不明である通知の相手方  
山本博  
中山健  
大江常代  
小倉久一郎  
細尾茂吉
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第874号のとおり

**和歌山県告示第1061号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成29年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1062号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成29年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

正 誤

平成29年3月31日付け和歌山県報第2848号和歌山県告示第445号中

ページ	誤	正
30	砂山四丁目	砂山南四丁目